



# 宮 崎 県 公 報

平成22年 8 月26日 (木曜日) 第 2212 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○民有林の保安林の指定 (6 件) …………… (自然環境課) 1	頁
○保安林の指定予定の通知…………… ( “ ) 2	
○特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 2	
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の 一部改正…………… (水産政策課) 3	
○土地収用法に基づく事業の認定…………… (用地対策課) 3	
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 5	
○道路の供用の開始 (2 件) …………… ( “ ) 5	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 6	
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (経・働・数・課) 6	

○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商業支援課) 6	
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 7	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 7	

### 監査委員公告

○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 7	
○包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公 表…………… 13	

### 選挙管理委員会告示

○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解 散の届出…………… 14	
○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 15	
○資金管理団体の指定取消の届出…………… 16	
○平成21年 8 月30日執行の衆議院小選挙区選出議 員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報 告書の要旨…………… 17	

## 告 示

### 宮崎県告示第 553号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下日陰1720-1、字黒原1723-1、1723-4から1723-7まで、1747、1749、1750、1753-1、1753-3、1755、1756、1770-2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 554号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字中野1878-3、1881-1、1881-3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 555号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字辰野2205、2207-1、2207-3、2208-1、字尾平2549-8
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 556号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字カイノ木2657、字後戸ノ内3379-1、3380-2、3382、3382-1、3384-1、3384-3、3398-1、3408-1、3409-3、字サレ谷3410
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 557号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字大敷2709-1、2710、2713
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 558号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字ホウザン3493-1、字中道3514-1、3515
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 559号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字野々首1040-62、1040-127
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

野々首1040-62・1040-127 (以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 560号**

計量法 (平成 4 年法律第51号) 第19条第 1 項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第70号) 第39条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、平成22年11月 1 日から平成22年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	9月27日	午前10時30分から午後12時30分まで	木城町役場	木城町全域
	9月29日	午前10時30分から午後12時30分まで	新富町中央公民館	新富町全域
	9月29日	午後1時30分から午後3時30分まで	高鍋町体育館	高鍋町全域

  

9月30日	午前10時30分から午後12時30分まで	都農町塩月記念館	都農町全域
9月30日	午後1時30分から午後3時30分まで	川南町役場	川南町全域
9月27日から10月29日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	児湯郡全域

備考  
検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

宮崎県告示第 561号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、平成22年8月26日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成22年8月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
延岡加入区	延岡漁業協同組合の地区	1 [略] 2 小型しいらまき網等漁業（総トン数10トン未満の漁船により、主としてまき網を使用して、しいらをとることを目的とする漁業をいう。）及び小型はえ縄等漁業 3～5 [略]	延岡加入区	延岡漁業協同組合の地区	1 [略] 2 小型しいらまき網等漁業（総トン数10トン未満の漁船により、主としてまき網を使用して、しいらをとることを目的とする漁業をいう。） 3～5 [略]
[略]			[略]		
日向市第一加入区	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区	1 平岩支部、日知屋支部及び梶木支部の <u>地域</u> の者が営む小型漁船漁業 2 1に掲げる <u>地域以外の地域</u> の者が営む小型漁船漁業 3・4 [略]	日向市第一加入区	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区	1 平岩支部及び梶木支部の者が営む小型漁船漁業 2 1に掲げる <u>支部以外の者</u> が営む小型漁船漁業 3・4 [略] 5 小型かつお漁業
[略]			[略]		
宮崎市加入区	宮崎市漁業協同組合の地区	1 [略] 2 小型まき網漁業及び小型定置漁業 3～6 [略]	宮崎市加入区	宮崎市漁業協同組合の地区	1 [略] 2 小型まき網漁業、小型定置漁業及び機船船びき網漁業 3～6 [略]
[略]			[略]		
日南市第二加入区	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂津支所の地域	1・2 [略] 3～5 [略]	日南市第二加入区	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂津支所の地域	1・2 [略] 3 小型かつお漁業 4～6 [略]
[略]			[略]		

宮崎県告示第 562号

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20

条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成22年8月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

<p>1 起業者の名称 宮崎市</p> <p>2 事業の種類 (仮称)宮崎市高岡西部地区コミュニティ施設建設事業</p> <p>3 起業地 (1) 収用の部分 宮崎県宮崎市高岡町浦之名字赤穂突、字柿木田及び字赤谷地内 (2) 使用の部分 なし</p> <p>4 事業の認定をした理由 (1) 法第20条第1号の要件への適合性について (仮称)宮崎市高岡西部地区コミュニティ施設建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。 以上から、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。 (2) 法第20条第2号の要件への適合性について 宮崎市は、1市3町の合併に伴い、平成17年12月に策定した「新市建設計画実施計画」の中で、本件事業を主要事業として位置付けるとともに、本件事業で設置する施設を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に定める公の施設として整備することとしている。 また、起業者である宮崎市は、事業用地を宮崎市土地開発基金を活用して購入することとしているが、本件事業は、国から社会資本整備総合交付金の交付対象事業として認められており、今後の事業費についても、宮崎市長が予算の確保を確約するなど、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。 以上から、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。 (3) 法第20条第3号の要件への適合性について ① 事業の施行により得られる公共の利益について 本件事業は、宮崎市高岡町域の内山地区、浦之名地区及び去川地区の山間部集落を中心に形成される西部地区において、地域コミュニティ活動や地区間の交流を促進させるとともに、地域防災拠点としての機能も有する施設として整備するものである。当該施設には、陶芸教室などの創作活動や各種講座・イベント等を実施できる屋内施設、野球、サッカー等のスポーツ・レクリエーション活動ができる運動広場や多目的ホール、災害発生時の避難所としての機能を有する施設等が整備されることになる。 近年、当該地区においては、少子高齢化や過疎化等が急速に進展する中、地域住民のコミュニティ活動や地区間の交流ができる施設が整備されることにより、当該地区における新たな地域コミュニティの形成や生涯学習の推進、あるいは地域の活性化に大きく寄与するものと考えられる。 また、当該地区では、度々、台風等による水害被害が発生しているが、当該地区内の避難所は、老朽化が進み、手狭な上、シャワー室等の設備も設置されていないなど、避難所としての機能が十分に確保されていない状況にある。本件事業により、避難所の収容数や設備が改善され、地域防災機能が強化されることになるため、地域住民にとっては、非常に公</p>	<p>益性が高いものと判断できる。 なお、起業地周辺には住宅があるため、事業施工中の騒音、振動等による住環境への影響が考えられるが、起業者は低騒音・低振動型の建設機械を使用するとともに、住宅地方面には防音壁を設置することとしているため、周辺地域への生活環境に与える影響は軽微であると考えられる。 以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。</p> <p>② 事業の施行により失われる利益について 起業地は、国道268号に面した山林であるが、希少性の高い動植物は確認されていないなど、自然環境への影響は軽微であると認められる。また、起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地も指定されていない。 以上から、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。</p> <p>③ 代替案の検討について 本件起業地の選定に当たっては、 ア 西部地区の中心部付近に位置し、地域住民の交流に適した場所であること イ 日照権や騒音等で住環境を阻害しない場所であること ウ コミュニティ施設及び避難所施設に適した安全な場所であること エ 事業費において経済的であること 等の条件を満たす3箇所の候補地を比較した結果、各集落の中間地点にあり、立地条件に優れていること、造成工事は必要となるものの支障家屋がなく事業費の面で最も経済的であること等の理由から、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。</p> <p>④ 比較衡量 ①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。 以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(4) 法第20条第4号の要件への適合性について ① 事業を早期に施行する必要性 本件事業は、(3)の①で述べたように、現在、当該地区には地域コミュニティ活動や地区間の交流を促進する場所がないこと、また、地区内の避難所も老朽化し、十分な設備等も整備されていない状況にある。また、高岡町合併特例区協議会からは、「高岡西部地区コミュニティ施設整備についての要望」が提出されているなど、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。</p> <p>② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。 以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足</p>
---	---

すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所  
宮崎市役所市民部地域コミュニティ課

宮崎県告示第563号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年8月26日から平成22年9月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道268号	小林市野尻町三ヶ野山字大眠3180番6地先から小林市野尻町三ヶ野山同字3180番10地先まで	旧	11.6 ~ 20.0	200.0
				新	14.8 ~ 20.0	200.0

宮崎県告示第564号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年8月26日から平成22年9月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字地塚5036番2地先から同郡同町同大字東岸寺下4691番地先まで	旧	4.6 ~ 15.0	928.0
				新	10.0 ~ 34.4	838.0

宮崎県告示第565号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年8月26日から平成22年9月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
13	県道	高岡郡司分線	宮崎市大字細江字桑田迫4052番11地先から同市同大字同字4066番2地先まで	旧	35.2 ~ 68.0	125.9
				新	21.8 ~ 44.0	125.9

宮崎県告示第566号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年8月26日から平成22年9月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
432	県道	元狩倉日南線	日南市大字吉野方字登り尾6711番4地先から同市同大字同字6777番3地先まで	旧	9.8 ~ 36.2 3.7 ~ 5.2 3.4 ~ 23.0	182.0 88.0 103.0
				新	9.8 ~ 36.2	182.0

宮崎県告示第567号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年8月26日から平成22年9月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年8月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道268号	小林市野尻町三ヶ野山	平成22年8月26日

			字大眠3180 番6地先か ら小林市野 尻町三ヶ野 山同字3180 番10地先ま で
--	--	--	--

**宮崎県告示第 568号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 8 月26日から平成22年 9 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 岩戸字地塚 5036番2地 先から同郡 同町同大字 字東岸寺下 4691番地先 まで	平成22年 8 月26日

**宮崎県告示第 569号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 22-1	牧野 薫	小林市堤字金鳥居 3075番10、3075番 11	4.02 ～ 4.06	21.85	平成22 年 8 月 3 日

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 22年 8 月 11日	特定非営利 活動法人く にとみ元気 くん	長友 律子	宮崎県東 諸県郡国 富町大字 本庄4768 番地 2	この法人は、 行政や企業、地 域住民との協働 により、地域の 社会教育の推進 、子どもの健全 育成、環境問題 などに取組みな がら、図書館等 の公共施設の管 理運営及びその サービスに關す る事業も行い、 地域住民が生涯 を通じて、健康 で文化的な生活 が送れる活力あ る地域社会の実 現に寄与するこ とを目的とする 。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年 8 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ南延岡店・ダイソー南延岡店  
延岡市構口町二丁目 204番地 1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社クレイン 代表取締役 山崎弘道  
延岡市緑ヶ丘五丁目 3 番24号
- 変更しようとする事項
  - 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 3,670㎡  
(変更後) 3,751㎡
  - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 北側建物西側及び南側 (No.1) 171台  
南側建物西側 (No.2) 16台  
合計 187台  
(変更後) 北側建物西側及び南側 (No.1) 165台  
南側建物西側 (No.2) 15台  
合計 180台

② 駐輪場の位置及び収容台数	
(変更前) 北側建物西側 (No.1)	21台
北側建物西側 (No.2)	16台
合計	37台
(変更後) 北側建物西側 (No.1)	44台
南側建物北側 (No.2)	14台
合計	58台
③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	
(変更前) 北側建物南側 (No.1)	13㎡
北側建物南側 (No.2)	13㎡
北側建物南側 (No.3)	13㎡
合計	39㎡
(変更後) 北側建物南側 (No.1)	12㎡
北側建物南側 (No.2)	10㎡
北側建物南側 (No.3)	12㎡
南側建物北側 (No.4)	12㎡
合計	46㎡

## 4 変更する年月日

平成23年3月31日

## 5 変更する理由

駐車場レイアウト及び施設配置見直しのため

## 6 届出年月日

平成22年7月30日

## 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

平成22年8月26日から平成22年12月27日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

## (2) 期間

平成22年8月26日から平成22年12月27日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三ヶ所土地改良区(五ヶ瀬町)から平成22年7月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年8月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、高鍋町長から次のとおり通知があった。

平成22年8月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 作業の種類

公共測量(基準点測量)

## 2 作業期間

平成22年5月11日から平成23年3月31日まで

## 3 作業地域

高鍋町

## 監査委員公告

平成22年4月8日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年8月26日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄

宮崎県監査委員 石 井 浩 二

宮崎県監査委員 丸 山 裕 次 郎

宮崎県監査委員 井 上 紀 代 子

## 1 県の機関を対象とした定期監査

## (1) 消防保安課

## 【監査の結果】

危険物の作業の保安に関する講習事務委託について、委託契約書の作成が大幅に遅れていた。留意を要する。(指摘事項)

## 【講じた措置】

年度当初に予算執行伺を作成し、決裁後直ちに契約を締結するように事務内容を改めた。平成22年度は、平成22年4月9日予算執行伺作成、平成22年4月16日決裁の後、平成22年4月19日付けで委託契約書を締結した。

今後は、このようなことがないよう細心の注意を持って事務を行いたい。

## (2) 医療薬務課

## 【監査の結果】

① 宮崎県医師確保対策推進協議会経費について、職員の横領事件が発生している。

準公金に係る事務処理を的確に行うとともに、内部統制の徹底を図り、再発防止に努める必要がある。(指摘事項)

② 宮崎県医師確保対策推進協議会の事業が、事業計画及び収支予算を決定する前に実施されるなど、適切な運営がなされていない。留意を要する。(指摘事項)

③ 小児科専門医師研修資金貸付金について、貸付決定事務が大幅に遅れていた。留意を要する。(指摘事項)

## 【講じた措置】

① 横領事案の発生を受け、平成22年2月16日に宮崎県医師確保対策推進協議会の臨時総会を開催し、印鑑及び通帳の分離と保管の責任体制の明確化や、支払確認の強化など、県の準公金取扱いの指針に沿った協議会会計事務取扱規程を定めた。また、これらの実施状況について所属長による点検を行った。

さらに、3月30日付けで追加された指針に従い、準公金管

理簿を作成するとともに、毎月、準公金確認簿により金銭出納簿と通帳の照合を行うこととした。

② 平成21年度の総会開催が遅れ、事業計画等を総会に諮る前に事業着手となったことについて、平成22年2月16日に総会を開催し、市町村会員に対し陳謝するとともに、今後は、然るべき時期に総会を開催するなど、適切に運営を行っていくことを確認した。

平成22年度以降は、前年度の決算がまとまり次第、早期に、新年度の事業計画・予算と合わせて総会に諮り、適切に、事業運営を行っていくこととした。

③ 平成22年度以降は、貸与者に対する資金提供が遅れないよう、年度当初に募集し、応募があり次第、個別に審査を行い、順次、貸付を行うこととした。

(3) 中央保健所

【監査の結果】

① 長期継続契約の対象とすべきでない庭園管理業務委託等について、長期継続契約を締結しているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)

② 清掃業務委託等の契約書について、必要な条項が記載されていないもの、仕様書等の内容が不備なもの、条項に示した様式を定めていないものなどが散見された。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

① 庭園管理業務委託等の長期継続契約について「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」及び関係通知に基づき、契約条項、保守の状況及び役務の継続性を勘案して見直しをした結果、庭園管理業務委託等の長期継続契約については、平成22年9月30日の契約満了をもって単年度契約に変更することとした。

② 清掃業務委託等の契約について、条項、仕様書及び様式について、見直しを行い、不備なものについては、平成22年4月の契約更新時に修正を行った。

(4) 都城保健所

【監査の結果】

電柱敷等に係る公有財産使用料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

電柱及び自動販売機の敷地に係る公有財産使用料の調定については、年額で定めているため、納入期限をその会計年度の4月30日とすべきところ、一般調定と同様に、納入義務発生日から15日以内としたものであるが、今後は、財務規則第31条の規定に留意し、誤りのないように事務処理を行うこととした。

なお、平成22年度調定においては、同規定どおりの調定を行っている。

(5) 延岡保健所

【監査の結果】

現金で収納した犬の返還手数料等について、指定金融機関等への払込が遅れているものがあった。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

本件は、時間外に収納した犬の返還手数料等について、現金及び犬の返還申請書類を金庫と一緒に保管していたため、金融機関への払込みが遅れたものである。

今回の指摘を受けて、現金は金庫に保管するが、犬の返還申請書類は歳入担当者が管理することにより再発防止を図ることとした。

(6) 高千穂保健所

【監査の結果】

薬物乱用防止指導員高千穂地区協議会会計について、支払何が行われていないなど、事務処理が適切に行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

平成22年2月25日に「薬物乱用防止指導員高千穂地区協議会会計事務取扱規程」を改定し、適正な会計事務処理を行うこととした。

(7) 看護大学

【監査の結果】

備品の処分について、処分の理由や方法の適当でないものがあった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

今回の指摘を受け、関係機関と協議の上、修正を行った。今後は、備品の処分をはじめ物品の管理について、適正な事務処理に努めることとした。

(8) みやざき学園

【監査の結果】

① 非常勤及び臨時の職員について、数ヶ月間にわたり出勤簿等による勤務状況の管理を行っていないかった。また、出勤簿等を確認しないまま就労証明を行い報酬及び賃金の支払手続を行っていた。留意を要する。(指摘事項)

② 生産物の売払収入について、調定日を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

① 今回の指摘を受け、出勤後、出勤簿に確実に押印するとともに、出勤簿と勤務表を照し勤務状況の管理を行った。その上で、出勤簿等を確認し就労証明を行い、報酬及び賃金を支払うよう手続を徹底することとした。

② 今回の指摘を受け、主任、副主任が相互にチェックするなど、適正に処理を行うこととした。

(9) 工業支援課



## 【監査の結果】

- ① 発明振興事業補助金等について、交付決定事務の遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ② みやざき新ビジネス応援プラザ管理運営業務委託等について、契約手続の遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

- ① 補助金等の交付決定事務については、遅延することのないよう速やかに処理を行うこととした。
- ② 委託等の契約手続については、遅延することのないよう速やかに処理を行うこととした。

## (10) 商業支援課

## 【監査の結果】

みやざき特産品PR展開支援事業補助金について、補助金交付要綱に定める補助事業遂行状況報告書が提出されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

今回の指摘を受けて、当該補助金の交付要綱に則り、速やかに、補助事業遂行状況報告書を提出させた。

今後は、補助金交付要綱に定める関係書類の速やかな提出に努めるよう、指導を行った。

## (11) 労働政策課

## 【監査の結果】

シルバー人材センター連合会支援事業補助金等について、交付決定事務の遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)

## 【講じた措置】

今後は、速やかに交付決定事務を行うとともに、適切な補助金等の執行管理を行うよう、職員に周知徹底を図った。

## (12) みやざきアピール課

## 【監査の結果】

「おもてなし日本一」観光案内標識整備事業委託について、変更契約書の作成が遅れていた。留意を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

今後、契約内容の変更を要することが判明した場合には、受託者との協議を迅速かつ適確に行い、変更契約の締結について遅れがないよう留意し、適正な契約事務に努める。

## (13) 産業技術専門校

## 【監査の結果】

- ① 産業技術専門校高鍋校の寮炊事業務委託について、契約書又は仕様書において明記すべき業務の従事時間や業務日

誌報告など具体的な業務内容が定められていない。善処を要する。(注意事項)

- ② 特殊ガス配管設備などの保守点検業務委託契約について、契約書又は仕様書において明記すべき点検回数や点検実施時期などが定められていない。留意を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

- ① 当該業務委託については、平成22年度契約から、契約書又は仕様書に具体的な業務内容等を定めるよう改善した。
- ② 当該業務委託については、平成22年度契約から、仕様書に点検回数及び点検実施時期を定めるよう改善した。

## (14) 北諸県農林振興局

## 【監査の結果】

工事及び工事に関する設計委託において、業務内容の変更を指示する際に作成すべき監督員指示書及び調査職員指示書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

工事及び工事に関する設計委託において、契約内容と実際の工事現場条件が一致しない場合、今後速やかに現場代理人(設計委託業務においては、担当技術者)と協議を行うとともに、契約数量の変更を行う必要が生じたときは、契約変更在先立ち、監督員指示書を作成の上、請負者に変更内容を指示することとする。

## (15) 農業大学校

## 【監査の結果】

生産物の委託販売契約について、病畜を販売する際のと畜料が定められていなかった。留意を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

平成22年度の委託販売契約から、契約書に病畜のと畜料を明確に規定し、事務処理を行うこととした。

## (16) 都市計画課

## 【監査の結果】

- ① 組合等施行土地区画整理事業に伴う関係市からの協力金について、調定の時期が遅れているものがあった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 電柱敷に係る公有財産使用料について、調定額の算定を誤り過徴収となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

- ① 本件は、協力金に係る協定当事者と調定当事者との連携が十分でなかったため、調定の遅れが生じたものであることから、両担当者間で情報共有を図るなど、連携強化により適切な進行管理を行うよう対策を講じた。

② 監査終了後、電柱敷の借受者である九州電力株式会社宮崎営業所と協議し、過徴収相当額の払戻しについて了解を得た上、同社に対する払戻しのを行った。  
 今後は、貸付けに係る箇所の追加や内容の変更等がある場合は、調定額の算定について、必ず総務課財産活用担当に確認することとした。

(17) 公園下水道課

【監査の結果】

公有財産使用料等について、調定の時期が遅れているものが散見された。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

本件は、都市公園条例により継続した財産使用が許可されたもので、毎年度、収入を調定していたが、歳入予算の内訳、調定期等を整理していなかったため、今回の調定期の遅れにつながったものと思われることから、今後は情報の整理と適切な進行管理を行うよう対策を講じた。

(18) 営繕課

【監査の結果】

日南振徳高校建設工事他実施設計業務委託について、成果品の部分引き渡しに係る検査が行われていなかった。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

部分引き渡しを指定した部分についての検査調書（指定部分）、業務完了検査書（指定部分）、成果物引渡申出書（指定部分）の書類の整備を直ちに行った。  
 今後は、検査漏れがないようチェックを強化し、再発防止に努めることとした。

(19) 日南土木事務所

【監査の結果】

河川敷占用許可について、許可日を誤っているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

今後は、許可日が正当な日付となっていることを十分確認するよう、担当リーダー、担当課長等による精査を徹底し、適正な処理に努めることとした。

(20) 串間土木事務所

【監査の結果】

自動販売機の電気料に係る調定について、納入期限を誤っているものが散見された。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

自動販売機の電気料に係る調定については、財務規則等に基づき適正に処理されるようチェック体制を強化した。

㉑) 小林土木事務所

【監査の結果】

- ① 自動継続された土地の賃貸借契約について、支出負担行為の整理の時期を誤っているものがあった。留意を要する。（注意事項）
- ② 県道敷等に係る国有林野有償借受契約等について、支出負担行為の整理時期が遅れているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 支出負担行為の処理に当たっては、事業担当課との連携を十分に行い、事業の進捗を的確に把握して適正に手続が行えるよう、職員に周知徹底を図った。
- ② 今後、このような場合は、契約等の内容を十分確認し、財務規則等に基づき、適正な処理を行うよう徹底を図った。

㉒) 西都土木事務所

【監査の結果】

河川敷占用許可について、許可及び調定の事務処理が大幅に遅れているものが散見された。留意を要する。（指摘事項）

【講じた措置】

今後は、担当内でのチェック、業務の進行管理をより厳密に行い、適正な処理に努めることとした。

㉓) 建設技術センター

【監査の結果】

業務に使用するリースパソコンの紛失事故が発生している。物品管理を徹底し、再発防止に努める必要がある。（指摘事項）

【講じた措置】

情報セキュリティに係る「緊急時対応マニュアル」及び「情報資産の執務室外持ち出し及び送付に関する規程」を作成し、職員一人一人に周知を図った。また、情報セキュリティ研修を実施し、職員のセキュリティ意識の向上を図るなど、機会を捉えては意識啓発を行っている。

㉔) 都市公園総合事務所

【監査の結果】

- ① 駐車場敷等に係る国有林野有償借受契約について、支出負担行為の整理の時期を誤っているものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）
- ② 工事現場事務所等の設置に係る公園施設使用料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 今後は、財務規則や会計事務手引に従い適正な処理に努めることとした。
- ② 今後は、財務規則や会計事務手引に従い適正な処理に努めることとした。

㉔ 教育庁総務課

【監査の結果】

学校評議員制度について、一部の県立学校においては、学校評議員の意見が記録として残されていないなど、学校運営に意見を反映させるための制度の運用が不十分と思われる。制度の効果的運用について、学校への指導が望まれる。(要望事項)

【講じた措置】

本件について、平成22年1月末に各学校の取組状況を把握したところ、全ての県立学校で学校評議員会の記録を出席職員が行っていたが、その都度、議事録等として整理している学校は28.6%であった。

学校評議員の意見を学校運営の工夫・改善に積極的に役立てるためには、出席職員それぞれが評議員の意見等を記録すること、あるいは年度末に報告書を提出することだけでは不十分であり、議事録等として整理し職員会等で活用することにより、その内容を全教職員が共有した上で、適時、各種教育活動等の工夫・改善に生かすことが必要である。

このことについては、平成21年度末の県立学校長会で指導を行い、具体的な議事録の作成様式についても例示した。

平成22年度当初の調査では、平成21年度の取組については全ての学校が議事録等の整理を行っている。また、全ての学校が、平成21年度中の評議員の意見等を、平成22年度の学校運営の方針や諸計画に反映させることができた(概ね反映できた60%、一部反映できた40%、反映できなかった0%)と回答している。

なお、平成22年度当初の4月に開催された県立学校長会、同副校長・教頭会では、この調査結果を報告するとともに、昨年度末の校長会に引き続き学校運営の工夫・改善に積極的に役立てるための議事録等の整理と効果的な活用について指導した。

今後とも、学校評議員制度の効果的な運用について、学校訪問での具体的な指導や、各種研修会での指導を継続して行い、学校評議員制度の趣旨の徹底を図る。

㉕ 学校政策課

【監査の結果】

資金前渡された食糧費について、精算の手続が遅れているものがあった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

今回の注意事項は、資金前渡された食糧費において、精算の手続が遅れたことによるものである。

今後、このようなことがないように、資金前渡された経費については、ただちに精算の手続を行うよう努めていく。

㉖ 西諸県教育事務所

【監査の結果】

旅費について、バック旅行を利用する場合の調整誤りにより、支給不足となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

今回の指摘を受け、当該旅行について再調整を行い、平成22年2月5日に追給処理を行った。また、すべてのバック利用の旅行について支出証拠書類を見直し、調整が正しくなされているかの確認を行った。確認の結果、他の旅行については誤りは見受けられなかった。

今後は、県外旅行のみならず、すべての旅費支出事務についても適正な事務処理を行うよう徹底する。

㉗ 西都原考古博物館

【監査の結果】

重要備品の貸付について、契約書が作成されていないなど事務処理が適切に行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

館外貸出承認申請のあった「子持家形埴輪模型」、「舟形埴輪模型」の2件について、県立西都原考古博物館管理規則により貸出しを行ったが、重要備品貸出しの手続として、財務規則第10条第2項に基づく総務事務センター課長への合議及び財務規則第173条第1項に基づく契約書の作成を見落とししたものである。

このため、法令規則に則り適切な事務処理を行うよう館員に徹底した。

㉘ 宮崎大宮高等学校

【監査の結果】

教育財産の目的外使用について、許可を受けている者以外に使用させているものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

本件は、本校の売店運営及び自動販売機設置について、本校PTAへ目的外使用許可を付与していたが、実際にはPTAから委託された業者により運営されていたものである。

売店の目的外使用許可について、実際に売店を運営している業者に対して目的外使用許可を行った。

また、自動販売機については、公募により業者を選定し、賃貸借契約を行った。

㉙ 宮崎北高等学校

【監査の結果】

教育財産の目的外使用について、許可を受けている者以外に使用させているものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

本件は、本校の売店運営及び自動販売機設置について、本校 P T A へ目的外使用許可を付与していたが、実際には P T A から委託された業者により運営されていたものである。

売店の目的外使用許可について、実際に売店を運営している業者に対して目的外使用許可を行った。

また、自動販売機については、目的外使用許可の期間終了後、公募により業者を選定することにした。

㉔ 日南高等学校

【監査の結果】

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納について、現金出納簿への記帳及び現金出納計算書の作成が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

財務規則に基づく現金出納簿への記帳及び現金出納計算書を作成し、定期的に帳簿等の確認点検を行い、適切な事務処理に努めることとした。

㉕ 日南振徳高等学校

【監査の結果】

教育財産の目的外使用許可について、台帳の整備が行われていなかった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

本件は、目的外使用許可を行った際に処理すべき貸付台帳への記載が漏れていたものである。記載漏れの事案については、直ちに台帳記載を行った。

また、記載漏れが生じないように許可可事務処理の手順について、許可書発行と同時に台帳へ記載するよう徹底した。

㉖ 都城商業高等学校

【監査の結果】

物品の管理について、備品の現物が確認できないなど備品管理が適切に行われていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

体育館で使用している備品について、備品台帳には登録されていたが旧整理票が貼られていたものや現物の確認ができないものがあった。

このため、前者においては、現行の整理票を貼付し整理を行った。また、後者においては、老朽化により廃棄したが事務処理が適正になされておらず備品台帳に記載されたままとなっていたことから、廃棄処分の手続を行った。

今後は、物品管理の適切な取扱いを徹底するため、全関係職員による組織的なチェック体制を整備するなど確認体制の強化を図っていく。

㉗ 都城工業高等学校

【監査の結果】

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納について、現金出納簿への記帳及び現金出納計算書の作成が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

財務規則に基づく現金出納簿への記帳及び現金出納計算書を作成し、定期的に帳簿等の確認点検を行い、適切な事務処理に努めることとした。

㉘ 西都商業高等学校

【監査の結果】

物品の管理について、寄贈物品の備品受入手続を行っていないなど備品管理が適切に行われていないものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

本件は、P T A から寄贈された物品の寄贈受入手続をしていなかったものである。

今後は、備品台帳と現物との突き合わせを徹底する等、備品に対する意識をさらに高め、遺漏の無いように留意したい。

㉙ 高鍋高等学校

【監査の結果】

物品の管理について、備品の現物を確認できないなど備品管理が適切に行われていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

本件は、老朽化により廃棄した備品の処分手続が適切になされていなかったため、備品台帳に記載された備品が確認できなかったものである。

該当備品については、早急に廃棄処分の手続を行うとともに、今後、このような手続ミスがないよう、備品の廃棄処分にあたっては、備品台帳等との確認を複数職員で行うなど、宮崎県財務規則の規定に基づく適切な取扱いを徹底していく。

㉚ 都農高等学校

【監査の結果】

大講義室等の空調設備について、設置に必要な目的外使用許可の手続が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

本件は、本校同窓会によって校内に設置された空調設備等に対し、目的外使用許可が行われていなかったものである。

目的外使用許可に基づく設置基準(教育長通知)に添って、許可要件を満たすものにあつては、許可手続を行った。

また、許可要件を満たさない空調設備にあつては、撤去を行うこととした。

## 88 門川高等学校

## 【監査の結果】

生産物の売払収入について、学校長名義の銀行口座へ振り込まれた生産物売払代金の指定金融機関への払込手続が遅れていた。留意を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

本件は、学校の実習で生産した生産物の売払代金について、納入義務者が納入通知書により県へ納付しなければならないところ、誤って学校長名義の普通預金口座に振り込んだため、結果的に指定金融機関への払込手続が遅れたものである。

今後は、収入金の状況について財務会計システムによるチェックを徹底するとともに、収入未済金がある場合は、継続的に督促を行うなど、適切な収入事務に努めていく。

## 【講じた措置】

保管していた当該インフルエンザ接種料については、直ちに指定金融機関への払込手続を行い、調定、収入の処理を行った。また、それ以降に発生したインフルエンザ予防接種料については、現金収納後、直ちに指定金融機関への振込処理を行うこととした。

## 89 延岡わかあゆ支援学校

## 【監査の結果】

印刷機賃貸借契約について、貸主が推奨する消耗品等を使用することを契約条件として、賃借料を無償とする契約を締結していた。善処を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

本契約は、印刷機本体に係る消耗品の購入について、貸主が推奨する消耗品に特定することを条件に印刷機本体の賃借料を無償とする契約内容であった。

このため、当該契約を解消するとともに機器の撤去を行い貸主に返却したものである。

今後は、宮崎県財務規則の規定に基づく適切な事務処理を徹底していく。

## (3) 西都原考古博物館

## 【監査の結果】

リース契約が終了し無償で譲り受けた物品について、備品受入に必要な手続が行われていないものがあつた。善処を要する。(注意事項)

## 【講じた措置】

リース契約により平成21年6月まで使用していた軟X線撮影装置について、契約期間終了後に無償で寄贈されたものであるが、正規の受入れの手続を行っていなかったため、財務規則第159条及び第160条に基づき、寄贈者より寄贈申出書を徴し、主管課へ協議を行い寄贈物品受入れの手続を行った。

## (4) 門川高等学校

## 【監査の結果】

生産物売払代金について、指定金融機関への払込手続が遅れるなど現金の収納手続が適正に行われていないものが散見された。留意を要する。(指摘事項)

## 【講じた措置】

本件は、同校にて生産された生産物の販売実習等による売払代金について、事務の遅滞により指定金融機関への払込みが遅れたものである。

今後は、生産物の売払代金を始めとした現金については、速やかに指定金融機関に払い込むよう徹底する。

## 2 県の機関を対象とした随時監査

## (1) 小林県税・総務事務所

## 【監査の結果】

郵便切手について、郵便切手出納簿が適切に記帳されていなかった。善処を要する。(指摘事項)

## 【講じた措置】

郵便切手は、払出の都度補助簿に記入の上使用していたが、補助簿から郵便切手出納簿への記帳を月に1回まとめて行っていたことにより、記帳誤りがあつたもので、直ちに郵便切手の残数を確認し、郵便切手出納簿の記帳誤りを訂正した。

今後は、財務規則第191条に基づく事務処理を厳格に行うとともに、出納員による定期的な残数確認等を実施し、適正な管理に努める。

## (2) こども療育センター

## 【監査の結果】

インフルエンザ予防接種料について、指定金融機関への払込手続が遅れるなど現金の収納手続が適正に行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)

## 【監査の結果】

① 指定管理者候補者選定委員会の委員構成について

平成22年4月8日付けで公表した平成21年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年8月26日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄  
宮崎県監査委員 石 井 浩 二  
宮崎県監査委員 丸 山 裕 次 郎  
宮崎県監査委員 井 上 紀 代 子

- 1 包括外部監査の特定事件  
指定管理者制度の運用状況について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置  
(所管課)文化文教・国際課  
(公の施設)県立芸術劇場

5名以上の委員で組織する選定委員会を設置し、様々な意見を集約するという観点から半数以上は外部委員としているが、現員5名のうち県職員2名、利用者代表等3名となっている選定委員会については、県職員を1名とし、利用者代表等の1名増員を検討するのが望ましい。

② 指定管理者候補者選定委員会について

施設は相当に大規模、複雑であり、また、楽器や音響、照明機材等の種類や数も膨大であり、現地視察なくして適切なヒアリングや選定作業は困難と思われるので、選定委員会においては現地視察をプログラムに含めるべきである。

③ 募集期間について

募集期間は2カ月間確保されているが、施設の特性、規模に鑑み、より柔軟に募集期間を設定する必要がある。

④ 備品の管理について

指定管理者は、施設の管理責任とともに備品の管理責任をあわせて負うことになるため、善管注意義務を持って管理を行う必要があるが、善管注意義務に委ねるのみでなく、所管課は、特に取扱に注意を要する備品については、業務仕様書において備品管理の具体的内容等を指示する必要がある。

⑤ 収支差額について

管理委託時代の17年度も含めて決算書の収支差額は基金取崩や繰入を加味しており、実質の収支差額と大きな差異がある。

県のホームページにより情報公開されている管理運営の実績はこの基金取崩や繰入を加味した後の数字となっているが、その旨が記載されていないため、この数字だけを見た県民は「指定管理者制度が導入されてから黒字を出すようになった」と誤った認識を持つことは間違いない。

⑥ 利用者の声に基づくモニタリングについて

利用者の声に基づくモニタリングを明文規定で行うため業務仕様書だけではなく基本協定書に「事業評価」の条項を設けるべきと考える。

【講じた措置】

① 指定管理者候補者選定委員会の委員構成について  
第2期募集時の同委員会は、県職員を1名減らし、利用者代表等4名、県職員1名による構成とした。（第1期：利用者代表等4名、県職員2名）

② 指定管理者候補者選定委員会について  
第2期募集時の同委員会においては、委員による現地視察（平成22年6月23日）を実施した。

③ 募集期間について  
第2期募集に当たっては、募集期間を約2か月半程度（平成22年6月25日～9月10日）確保した。

④ 備品の管理について  
第2期募集に当たっては、募集要領に定める業務仕様書（県備品の管理）に、備品と台帳の突合を適時行うよう規定した。

⑤ 収支差額について  
第2期募集に当たっては、募集要領に参考資料として添付する「収支決算状況」に、基金取崩収益について記載した財団の正味財産増減計算書を掲載した。

⑥ 利用者の声に基づくモニタリングについて  
第2期募集に当たっては、審査項目に「利用者満足度の把握や苦情・要望対応、運営改善への反映」を追加するとともに、申請時の事業計画書の中で、利用者満足度の把握方法等について提案させることとした。

なお、基本協定書において、利用者満足度調査を行うよう規定する予定である。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 103号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年 8 月 26 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

1 設立届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
前本ひさと育政会	前 本 尚 登	前 本 尚 登	宮崎市大塚町大迫南平4441	平成22年 6 月18日

2 異動届

○政党

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
自由民主党宮崎県遺族会支部	代 表 者	湯 地 敏 郎	押 方 重 晴	平成22年 6 月21日

○その他の政治団体

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
猪崎明男後援会	会 計 責 任 者	猪 崎 喜 代 子	上 村 初 代	平成22年 6 月 3 日
政治連盟宮崎県	主たる事務所の所在地	宮崎市田野町乙9547-38	宮崎市田野町乙7583-10	平成22年 6 月14日

防衛を支える会田野町支部	代 表 者	盛 武 恒 信	川 越 哲 男	
	会 計 責 任 者	谷 口 順 一	川 越 哲 男	
宮崎県水落敏栄後援会	代 表 者	湯 地 敏 郎	押 方 重 晴	平成22年 6 月21日
日本遺族政治連盟宮崎県本部	代 表 者	湯 地 敏 郎	押 方 重 晴	平成22年 6 月21日
富高友子後援会	代 表 者	土 持 繁 富	富 高 久 雄	平成22年 6 月22日
近藤けい子後援会	代 表 者	川 越 孝 司	蛭 原 輝 雄	平成22年 6 月25日
	会 計 責 任 者	金 丸 奈 保 美	松 脇 百 合 子	

## 3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
猪崎明男後援会	川 口 一 二 三	猪 崎 喜 代 子	日南市瀬貝 3 丁目 6 番地14号	平成22年 6 月 3 日
末永えつお後援会	末 永 悦 男	末 永 守	都城市高城町有水2900	平成22年 6 月 3 日
吉岡政徳後援会	吉 岡 政 徳	黒 木 千 年	東諸県郡国富町大字八代北保2014番地	平成22年 6 月 3 日
政治経済研究同友会	清 水 安 次	櫻 木 博 巳	都城市高城町桜木1693- 2	平成22年 6 月 9 日
いなまる利弘後援会	真 方 満	今 西 勝 蔵	都城市高崎町大牟田1176- 7	平成22年 6 月10日
泰友会	堀 泰 一 郎	大 田 次 男	小林市細野 436	平成22年 6 月14日
都城市新誠会	清 水 安 次	櫻 木 博 巳	都城市高城町大井手2654	平成22年 6 月16日

## 宮崎県選挙管理委員会告示第 104号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第17条第 1 項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成22年 8 月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(その他の政治団体)

政治団体の名称 猪崎明男後援会

(平成21年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	20,500円
ア 前年繰越額	20,500円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 末永えつお後援会

(平成21年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 吉岡政徳後援会

(平成21年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	88,600円
ア 前年繰越額	88,600円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	88,600円
ア 前年繰越額	88,600円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 政治経済研究同友会

(平成21年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	229,211円
ア 前年繰越額	229,048円
イ 本年収入額	163円
(2) 支出総額	0円

## 2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	163円
合 計	163円

(平成22年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	229,253円
ア 前年繰越額	229,211円
イ 本年収入額	42円

(2) 支出総額	229,253円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	42円
合 計	42円
(2) 支出の内訳	
(ホ) 寄附・交付金	229,253円
合 計	229,253円

政治団体の名称 いなまる利弘後援会  
(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	404,505円
ア 前年繰越額	404,505円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 泰友会  
(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	5,831,067円
ア 前年繰越額	4,651,067円
イ 本年收入額	1,180,000円
(2) 支出総額	2,500,000円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
(ア) 個人からの寄附	1,180,000円
合 計	1,180,000円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄付			
坂下 方規	120,000円	宮崎県小林市	
坂下 利博	120,000円	宮崎県小林市	
小園 百合子	100,000円	宮崎県小林市	
北薮 ルリ	240,000円	宮崎県小林市	
前原 哲郎	240,000円	宮崎県小林市	
木場 正弘	110,000円	宮崎県小林市	
川子 カズエ	60,000円	宮崎県小林市	
恒見 通則	60,000円	宮崎県小林市	
今針山 廣己	110,000円	宮崎県小林市	
その他	20,000円		
小 計	1,180,000円		

(2) 支出の内訳	
イ 政治活動費	2,500,000円
(ホ) 寄附・交付金	2,500,000円
合 計	2,500,000円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	3,461,067円
ア 前年繰越額	3,331,067円

1 取消届

○その他の政治団体

イ 本年收入額	130,000円
(2) 支出総額	3,461,067円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
(ア) 個人からの寄附	130,000円
合 計	130,000円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄付			
前原 哲郎	60,000円	宮崎県小林市	
その他	70,000円		
小 計	130,000円		

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	160,000円
(ニ) 事務所費	160,000円
イ 政治活動費	3,301,067円
(ホ) 寄附・交付金	3,301,067円
合 計	3,461,067円

政治団体の名称 都城市新誠会  
(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	644,625円
ア 前年繰越額	644,170円
イ 本年收入額	455円
(2) 支出総額	0円
2 収入・支出の内訳	
カ その他の収入	455円
合 計	455円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	644,744円
ア 前年繰越額	644,625円
イ 本年收入額	119円
(2) 支出総額	644,744円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	119円
合 計	119円
(2) 支出の内訳	
イ 政治活動費	644,744円
(ホ) 寄附・交付金	644,744円
合 計	644,744円

宮崎県選挙管理委員会告示第 105号

政治資金規正法(昭和23年法律第 194号)第19条第3項の規定により、資金管理団体の指定取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年 8月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康



届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
堀 泰一郎	小 林 市 長	泰 友 会	堀 泰一郎	小林市細野 436	平成22年 6 月14日

宮崎県選挙管理委員会告示第 106号

平成21年 8 月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 192条第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年 8 月26日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (宮崎県 1 区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

24,276,100 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	上 杉 光 弘	候補者党派、所属党派	本人届出	期間 平成21年9月30日から 平成22年4月16日まで 第2回分
出納責任者氏名	長 友 士 郎			

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		150,000
			家 屋 費		1,515,084
			選挙事務所費		1,515,084
			集 合 会 場 費		0
			通 信 費		342,093
			交 通 費		0
			印 刷 費		0
			広 告 費		0
			文 具 費		46,528
			食 糧 費		0
その他の寄附	件		休 泊 費		0
その他の収入			雑 費		0
今 回 計			今 回 計		2,053,705
前 回 計		10,672,000	前 回 計		8,757,903
総 計		10,672,000	総 計		10,811,608

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	257,250円
	ビラの作成	441,000円
	ポスターの作成	719,262円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	157,500円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	197,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	189,000円
	計	1,961,412円

報告書受理年月日 平成 22 年 5 月 7 日 第 2 回報告分